別表六に、次の表に掲げるものを追加する。

別表六　郡上市郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	郡上市八幡町柳町一九七番地一五
主屋	一棟	郡上市八幡町柳町一八六番地

別表七に、次の表に掲げるものを追加する。

別表七　篠山市福住伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
離れ	一棟	篠山市福住三二四
納屋	一棟	篠山市川原二五三―一

○文部科学省告示第百六十七号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十九年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十六年文部科学省告示第百七十九号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月十八日

文部科学大臣　林　芳正

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

別表三　津和野町津和野伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	津和野町後田口四八番

別表四に、次の表に掲げるものを追加する。

別表四　津山市城東伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	津山市西新町五五
付属棟	一棟	津山市西新町五五
主屋	一棟	津山市西新町五六

○文部科学省告示第百六十八号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十九年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十七年文部科学省告示第百八十四号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月十八日

文部科学大臣　林　芳正

別表一に、次の表に掲げるものを追加する。

別表一　村田町村田伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
店	一棟	村田町大字村田字町一八四
主屋	一棟	村田町大字村田字町一八四

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

別表二　焼津市花沢伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
附属屋	一棟	焼津市花沢一四番地

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

別表三　千曲市稲荷山伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	千曲市稲荷山字町屋敷八九七
主屋	一棟	千曲市稲荷山字町屋敷八九七
附属屋	一棟	千曲市稲荷山字町屋敷八九七
土蔵	一棟	千曲市稲荷山字町屋敷八九七
主屋	一棟	千曲市稲荷山字町屋敷八八三
土蔵	一棟	千曲市稲荷山字町屋敷八八三
主屋	一棟	千曲市稲荷山字町屋敷九五五
土蔵	一棟	千曲市稲荷山字町屋敷九五四―一
土蔵	一棟	千曲市稲荷山字町屋敷九五四―一
附属屋	一棟	千曲市稲荷山字釜蓋一九六六
附属屋	一棟	千曲市稲荷山字釜蓋一九六六
主屋	一棟	千曲市稲荷山字町屋敷八五二―一
土蔵	一棟	千曲市稲荷山字町屋敷八五二―一
土蔵	一棟	千曲市稲荷山字町屋敷八五二―一
附属屋	一棟	千曲市稲荷山字町屋敷七七五
土蔵	一棟	千曲市稲荷山字町屋敷七七五
主屋	一棟	千曲市稲荷山字町屋敷九七六
土蔵	一棟	千曲市稲荷山字町屋敷九七六
土蔵	一棟	千曲市稲荷山字町屋敷九七六